

3 国別必要書類及び滞在期間証明書類注意事項

埼玉県運転免許試験課

【重要】 国別必要書類注意事項

- 各種証明書類は、**原本(コピー不可)の提示又は提出が必要**
- 外国で取得した各種証明書類には、当該国の外務省による公印確認・アポステイーユが必要
- 外国の運転免許証とパスポート等に記載された氏名が異なる場合は、その理由を疎明する証明書類が必要
- 下記発給国に限らず、外国の運転免許証に初回取得日や交付日等の記載がない場合は、**経歴証明書類**が必要
- パスポートに免許証発給国の出入国スタンプが全て揃わない場合は、下記発給国に限らず**出入国記録等**が必要

※ 書類審査結果により、国別必要書類に限らず、**別途証明書類の提出が必要**になる場合があります。

※ あらかじめ証明書類をそろえていただいても、**申請が受理できない**場合があります。

免許証発給国		必要証明書類
アフガニスタン		大使館が作成した翻訳文
アメリカ		初交付日が分かる運転免許証明書類 ※ 過去に取得していた運転免許が有れば全て持参してください。
アメリカ	アメリカ国籍以外の方	出入国記録[I-94(Web)を印刷して持参]
アラブ首長国連邦		経歴証明書類(初回取得日から更新日及び有効期限を全て記載したもの)
インド		運転免許証明書類【本国】(必須)
インドネシア		初回交付日及び更新日など全て記載入りの運転免許証明書類【本国】(必須)
ウズベキスタン		ウズベキスタンの身分証明書類(IDカード)もしくは駐日大使館で作成した翻訳文を持参してください。(必須)
オーストラリア		・ 出入国記録を印刷して持参又は滞在証明書類 ・ Driver Licence DetailsやOnline Driving Recordなどの初回交付日や更新日が記載された書類(運転免許証に交付日等の記載がない方は必ず必要になりますので、ご注意ください。)(Web等)
カメルーン		大使館が作成した翻訳文
カナダ		・ 出入国記録(Web、本国)印刷して持参 ・ Driver Licence History などの経歴や更新日、有効期間を証明する書類【Web等】(運転免許証に交付日等の記載がない方は必ず必要になりますので、ご注意ください。)
韓国	韓国籍の方	出入国記録及び運転免許証明書類【領事機関】
	韓国籍以外の方	出入国記録及び韓国免許センターの運転免許証明書類【韓国ソウル行政機関】
サウジアラビア		出入国記録【大使館】 ※パスポートの出入国スタンプがアラビア語で記載されているため
シンガポール		出入国記録もしくは滞在期間証明書類
スリランカ		① 運転免許証明書類【本国免許センター】 ② 上記①を【本国外務省】が認証した証明書類 ③ 上記①及び②を【駐日大使館】が認証した証明書類 計3枚の証明書類が必要です。(必須)
セネガル		運転免許証明書類【大使館】
タイ		・ 運転免許経歴証明書類(初回取得日から全ての更新日及び有効期限を記載してください。)(本国) ・ 出入国記録
台湾		入出国日期証明書類【本国】
中国		① 『 基本情報 』(必須)、『 考試歴史 』いずれも公印入り【本国】 ※ 北京市は『証明(免許、事故記録、交通違反、12分)』公印入りを計4通印刷して持参してください。 ② 免許種別が『 A、B 』をお持ちの方 上記①の他に『 身体検査証明書類 』又は前サイクル期の『 無事故無違反証明 』いずれも公印入りが必要です。 ③ 免許種別が複数(2種目以上)ある場合 上記①の他に『 運転経歴証明書類(公印入り) 』 もしくは『 電子免許証(顔写真、氏名、二次元コード、住所、免許種別、取得日) 』を確認します。 ④ 出入国記録 ※国家移民管理局(NIA)にWebで申請し印刷して持参してください。
トルコ		運転免許証明書類、滞在証明【大使館】(必須)、出入国記録【Web】
ニュージーランド		出入国記録【Web】 経歴証明書類(更新歴がある方は、初回取得日から全ての更新経歴記載のもの)【Web等】
ネパール		運転免許証明書類【本国】を①本国外務省、②駐日大使館、それぞれで認証を受けたもの及び経歴証明書類【Web】(必須)
パキスタン		運転免許証明書類【大使館】
バングラデシュ		運転免許証明書類【本国】を①本国外務省、②本国裁判所、③駐日大使館それぞれで認証をうけたもの
ブラジル		運転経歴証明書類【Web】及び出入国記録【Web等】
フィリピン		オフィシャルレシート【本国】(必須)、License History Certification with APOSTILLE【本国】 Immigration Record with APOSTILLE(運転免許有効期間中の滞在全てが確認できない場合)【本国】
ベトナム		認証【大使館】(必須)
ペルー		経歴証明書類(更新歴がある方、初回取得日から全ての更新経歴記載のもの)【本国】
香港		香港の身分証明書類(必須) ※香港の運転免許証に顔写真がないため 香港出入国記録【香港特別行政区入境事務所】

マカオ	マカオ出入国記録【マカオ治安警察局】
マレーシア	運転経歴証明書【本国】
ミャンマー	運転免許証明書(ミャンマー語及び英語)を外務省及び大使館の認証を受けたもの【本国】(必須) 運転経歴証明書【本国】
メキシコ	運転免許証明書【本国】(必須) 運転経歴証明書【本国】

【重要】滞在期間証明書類注意事項

- 現有のパスポートだけでは、滞在期間の確認ができない方
- 古いパスポートを忘失等のため用意できない方

※ 下記書類は**原本が必要**です。(コピー不可)

メールやWEB等で取得した証明書類は、書類審査の際に送信元や発行先を端末上で確認しますので、準備をお願いします。

出入国記録	外国の運転免許発給国の出国・入国日の確認ができるもの ※ 出入国記録で発給国の滞在期間が1年以上確認が取れた場合、初心運転期間が免除されます。
納税証明書	運転免許発給国の公的機関が発行したもの 申請者の氏名、住所等が記載されているもの(連続した2年以上の証明書が望ましい)
在職証明書	運転免許発給国の組織(会社等)であること 申請者の氏名、在職期間(例:2025年1月1日から2025年12月31日まで)等の記載があるもの ※ 雇用契約書の場合は、契約終了日が記載された書類も必要です。(同一の会社に限る)
成績証明書 卒業証明書	運転免許発給国の学校であること 申請者の氏名、在学期間、在学中の成績証明書や卒業証明書 ※ 卒業証明書は、在学期間等の記載がない場合、そのみでは受理できません。
公共料金の請求書	運転免許発給国の住所であること 申請者の氏名、住所、利用期間(例:2025年1月1日から2025年12月31日まで)の記載があるもの ※ この証明書のみでは、申請が受理できない場合があります。
給与明細書	運転免許発給国の会社であること 申請者の氏名、申請者の住所、会社名、会社の住所、勤務期間(日数)が記載されているもの ※ この証明書のみでは、申請が受理できない場合があります。

【注意事項】

- 1 書類審査で使用することば
外国免許切替の書類審査は、全て日本語で行います。このため、日本語を十分に理解できない方や話せない方は、書類審査の受付事務ができません。
必ず、日本語と外国免許発給国(当該国)のことばの両方が理解(会話)できる通訳人を同伴してください。
※ 審査終了後に通訳人の方へ署名を求めます。また、電話やアプリを利用した通訳は認めてませんので、あらかじめご了承ください。
- 2 外国免許発給国(当該国)での滞在期間確認
パスポートで確認する場合は、当該国の出入国スタンプだけが確認対象(当該国以外(日本国等)の出入国スタンプは、確認対象とはなりません。)です。
出入国スタンプを押さない国が増えており、パスポートだけで滞在期間確認ができない方もいると思いますが、あらかじめパスポートを確認してから、書類審査にお越しください。
◎ 外国免許発給国(当該国)での通算滞在期間が1年以上確認できない場合は、
➔ 初心運転者標識等の表示義務の免除及び一般道での二輪車の2人乗りができません。
◎ また、外国免許発給国での通算滞在期間が3年以上確認できない場合は、
➔ 高速道路での二輪車の2人乗りができません。
※ ただし、出入国記録以外の証明書類等は、通算滞在期間の確認が十分でないため、免除をできない場合があります。
- 3 外国免許切替の申請は、1種目(免許種別)ごとの受付となります。
複数種目の同時申請は、受け付けることができません。あらかじめご了承ください。(1種目を取得後、別途、改めて別種目を申請することになります。)ただし、特例国(知識・技能確認が免除、過去に日本国の運転免許の取得経歴がある(別途確認必須))等の申請は除きます。(例) 外国免許切替で普通免許を書類審査した後に日本国の原付免許を取得した。
- 4 大型・中型免許を申請には、まず、日本国の普通免許又は準中型免許の取得が必要です。また、準中型以上の運転免許の取得には、『深視力検査』に合格する必要があります。この検査は、運転免許取得後の免許更新時にも行う必須の検査となりますのであらかじめ、ご自身で検査方法等を確認しておいてください。
※ 検査方法の説明は、日本語となります。検査時間には制限があります。検査方法が理解できない又は不合格の場合は、手数料の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 5 運転免許の停止処分中又は運転禁止処分の方や取消処分を受け処分期間が満了していない方は、書類審査の申請はできません。処分期間が満了している方は、『受験資格調査』を事前に行ってから、書類審査にお越しください。